

名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年12月26日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第130号

### 名古屋市事務分掌条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市事務分掌条例施行細則（平成12年名古屋市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条子ども青少年局子ども未来企画部子ども未来企画課の項中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) 物価高対応子育て応援手当に関すること。

### 附 則

この規則は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。